

要介護認定調査の基本設計

◆認定調査員の役割

調査員は、実際に申請者を目の当たりにして審査会に必要な情報を提供する立場にあります。そのため、**調査員は申請者の状況を極力正確に審査会委員に伝達すべく、調査票をまとめることが必要**です。

しかしながら、基本調査の項目の定義にうまく当てはまらない場合や、常時介助を提供する者がいない場合など、微妙なケースについての正確な判断まで調査員に求められているわけではありません。

選択に迷う状況等の特記事項として記録し、介護認定審査会の判断を仰ぐことが調査の平準化に資する適切な対処方法といえます。

◆認定審査会の役割

□【一次判定修正・確定】

- 調査上の単純ミス
- より頻回な状況で選択している場合
- 「不適切な介助」を受けている為、適切な「介助の方法」を選択した場合
- 認定調査員が選択に迷った場合
- 特別な医療の確認
- 障害高齢者/認知症高齢者の日常生活自立度の妥当性

審査会でも、定義から逸脱した修正は行えないため、特記事項の記載が重要になってきます。

□【介護の手間に関する審査判定（手間の長短に関する議論）】

- 専門職（審査委員）の考える「通常の例」よりも介護の手間がかかる/かからない内容の特定
- より頻回な状況から判断を行なっている場合の判断
 - ・「隠れ介助」（一次判定には反映されていないが特記事項にのみ記載されている介助）の評価
 - ・逆に常に介助されているわけではない場合の評価（「全介助」選択だが、「一部介助」の場合もあるなど）
- 定義上は、選択されているものの、実態の介助量が小さい場合の評価
- 介助が不適切な場合と認定調査員が判断した場合の特記事項の評価

結果的に生じている「介護の手間」を審査会で判断できるように具体的な特記事項の記載が求められています。

□【介護認定審査会として付する意見（有効期間、療養上の意見など）】

審査会において、特記事項は、「**基本調査（選択根拠）の確認**」と「**介護の手間**」という2つの視点から活用される。

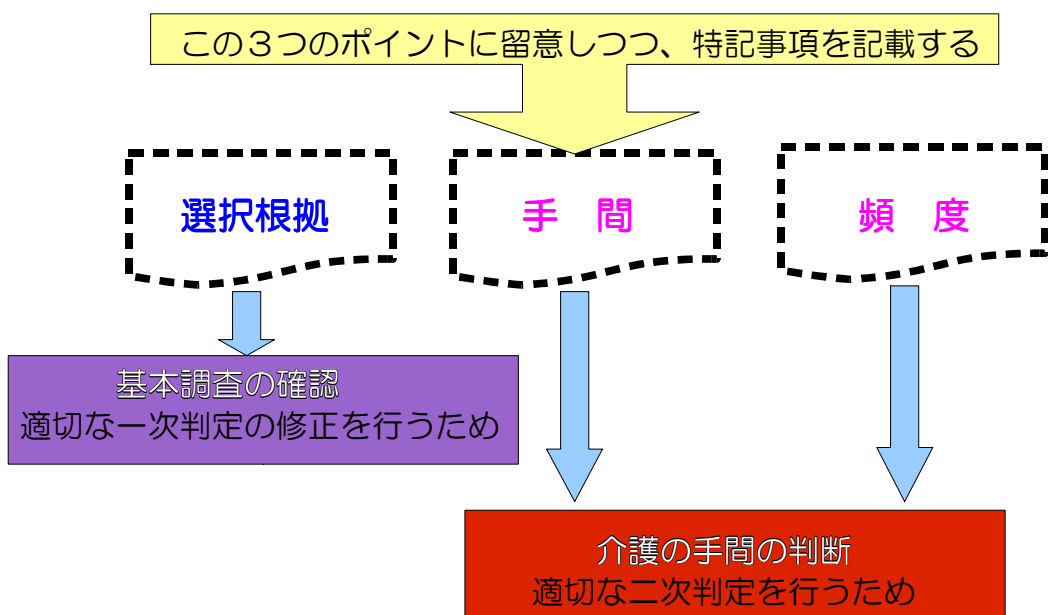
介護認定審査会によって、調査票（特記事項）の記載が重視されることになりました。

認定調査（特記事項）の記載方法と留意点

◆基本調査と特記事項の違い

	基本調査	特記事項
選択・記載の基準	定義による	定義によらない (調査員の専門性から必要と思う情報はポイントをおさえて記載する)
基本的な基準	3つの評価基準とそれぞれの選択基準 ・能力 ・介助の方法 ・有無「麻痺・拘縮」「BPSD 関連」	・ 選択根拠 (具体的状況) ・ 介護の手間 ・ 頻度
審査会における最終的な判断基準	定義による	専門性に基づく委員の合議 (介護の手間にかかる審査判定)

◆認定調査（特記事項）の記載方法のポイント



選択根拠	<p>選択をした根拠について具体的な内容を記載します。</p> <p>申請者の状態が認定調査の定義にうまく当てはまらない場合や、特別な事情がある場合は、基本調査項目を必要に応じて修正する（一次判定の修正）必要があることから、認定調査員が選択に迷った場合は、選択根拠を特記事項に明示します。</p>
手間	<p>介助の手間の判定で重要視される情報源。状態ではなく、その状態によって発生している手間の内容を記載します。特に介助の方法に関する調査項目及び BPSD 関連の項目で重要となります。</p>
頻度	<p>上記の介助の手間と頻度を参照することで、介護の全体の量を理解することが可能になります。</p>

調査票記載のポイント

◆能力で評価する調査項目

●能力で評価する調査項目の選択基準

当該の行動等について「できる」か「できない」かを、可能な限り実際に試行して評価する項目です。

ただし、実際に試行した結果と日頃の状況が異なる場合は、一定期間の状況において、より頻回な状況に基づき選択します。

その行為ができないことによって介助が発生しているかどうか、あるいは日常生活上の支障があるかどうかは選択基準に含まれません。

●調査項目の選択

①調査対象者に実際に行ってもらった場合

■可能な限り実際に行ってもらいます。→実際に行ってもらえたら、実際の状況を、特記事項にきちんと記載します。

■実際に行ってもらった状況と、日頃の状況とが異なる場合は、一定期間の状況において、より頻回な状況に基づき選択します。

その場合、「実際に行ってもらった状況」「日頃の状況との違い」など、具体的な内容を特記事項に記載します。

②調査対象者に実際に行ってもらえなかった場合

■一定期間の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択します。

■「実際に行えなかった理由や状況」「選択した根拠」の具体的な内容を特記事項に記載します。

③福祉用具（補装具や介護用品）や器具類を使用している場合

■使用している状況で選択しているか。→状況が分かるように特記事項に記載します。

「できる」「できない」の間にあるグレーゾーンを理解するには「試行+聞き取り」がもっとも正確。

能力の項目は、常に「グレーゾーン」を持っているので、これをいかにして審査会に伝えるかが、特記事項のポイントになります。



調査票記載のポイント

●特記事項の記載において特に留意すべき点

能力で評価する調査項目は、それ自体が直接に調査対象者の介助の手間を表すものではありませんが、実際の「介助の方法」を理解するうえで有効です。

審査会資料を読む、介護認定審査会の委員にとっては、能力で評価する調査項目の状況と、介助の項目の状態の整合性が取れているかどうかを検討する際の着眼点となります。

両者の関係性を丁寧に特記事項にて記載します

- ・能力と介助の方法の項目との関係が不自然に感じられるような特殊なケースについて

介護認定審査会の一次判定修正・確定の手順において判断を仰ぐこともできます

- ・認定調査員が調査項目の選択において、判断に迷った場合は、具体的な状況と判断根拠を特記事項に記載します。

介護認定審査会における二次判定の判断を仰ぐこともできます

- ・何らかの能力の低下によって、実際に介護の手間をもたらしているものの、「介助の方法」の項目に適切な項目が設定されていないために、具体的な介護の手間を記載することができない場合は、「能力」の項目の中で類似・関連する調査項目の特記事項に、具体的な介護の手間とその頻度を記載します。



調査票記載のポイント

◆介助の方法で評価する調査項目

●介助の方法で評価する調査項目の選択基準

介助の方法で評価する項目は、具体的に介助が「行われている - 行われていない」の軸で選択を行うことが原則となっています。

不適切な状況にあると判断された場合は、個々の行為の能力のみで評価せず、生活環境や本人の置かれている状況なども含めて、総合的に判断します。

特記事項の記載にあたっては、介護認定審査会が、介護の手間の評価ができるよう、具体的な「介護の手間」と「頻度」を特記事項に記載します。実際に行われている介助の方法と認定調査員の選択結果が異なった場合、その理由やその実態について、介護認定審査会の委員が理解できるよう、特記事項に記載します。

「介助」の項目における「見守り等」や「一部介助」「全介助」等の選択肢は、介助の量を意味するものではなく、「介助の方法」を示すものなので「一部介助ほどは手間がかかっていないから見守り選択する」といった考え方は誤りになります。

●調査項目の選択

①朝昼夜等の時間帯や体調等によって介助の方法が異なる場合

■一定期間の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択します。

例： 普段は食事が「1. 介助されていない」週に1～2回「4. 全介助」となる場合、「2. 見守り」や「3. 一部介助」といった**両方の中間を選択することは誤り**となります。**最も重い状態で選択することも誤り**になります。
この場合、最も頻度の多い「1. 介助されていない」を選択し、「4. 全介助」となる場合の具体的な内容や頻度は特記事項に記載します。
⇒選択根拠と頻度が記載されているか。

例： 洗身において「4. 全介助」週に3回入浴している状況の場合。

× 7日のうち4日入浴の機会ない。
3日入浴している
より頻回な介助の状況から「1. 介助されていない」を選択。
→この考え方は間違いです。

◎ 週3回の行為の機会において、3回とも全介助であれば、「4. 全介助」を選択します。

調査票記載のポイント

●調査項目の選択

- ②福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合
■使用している状況で選択します。

③「実際の介助の方法」が**適切な場合**

- 実際の介助の方法に基づき選択を行い、実際の「介護の手間」の具体的な内容と「頻度」を特記事項に記載します。

④「実際の介助の方法」が**不適切な場合**

- 「介助されていない」状態や「実際に行われている介助」が「不適切」とであると認定調査員が判断する場合は、その理由を特記事項に記載した上で、適切な「介助の方法」を選択します。

注意

適切な介助の方法を選択した場合であっても、事実や根拠が明示されていない場合は、介護認定審査会においては評価されません。

「実際に行われている介助が不適切」と考える場合とは・・・

- ・ 独居や日中独居等による介護者不在のために適切な介助が提供されていない
- ・ 介護放棄・介護抵抗のために適切な介助が提供されていない
- ・ 介護者の心身の状態から介助が提供できない
- ・ 介護者による介助が、むしろ本人の自立を阻害している

など、対象者が不適切な状況に置かれていると認定調査員が判断する様々な状況

調査票記載のポイント

●特記事項の記載において特に留意すべき点

介護認定審査会では、具体的な介護の手間の多少を特記事項から評価することとなっているため、介助の方法で評価する調査項目の特記事項の記載内容は、評価上の重要なポイントとなります。

具体的な介護の手間とその頻度を記載します

- ・審査会が適切に介助量を判断できるよう記載します。
- ・介護認定審査会の介護の手間にかかる審査判定において、通常の介助よりも手間が大きい小さいかを判断する際に活用されます。

調査員が判断する具体的な理由や事実を特記事項に記載します

- ・「介助されていない」状態や「実際に行われている介助」が不適切な場合
- ・介護認定審査会の一次判定修正・確定の審査判定において、基本調査の選択の妥当性を審査する際に活用されます。

事実や根拠が明示されない介助の必要性に関する記載は、二次判定においては評価されません。

- ・実際の介助の状況
- ・不適切な状況と判断した事実
- ・適切な介助と判断した状態

この3つを特記事項に記載します



必ず！

調査票記載のポイント

◆有無で評価する調査項目

●有無で評価する調査項目の選択基準

「有無」の項目には、第1郡の「麻痺・拘縮」を評価する項目と、「BPSD 関連」を評価する項目があります。

「2-12 外出の頻度」については、「有無」の項目に該当するが、「麻痺・拘縮」にも「BPSD 関連」にも該当しませんが、「有無」の項目です。

●麻痺等の有無・拘縮等の有無

①確認動作で確認した場合

■確認した状況と日頃の状況が異なる場合は、一定期間の状況において、より頻回な状況に基づいて選択します。

その場合、「**実際に行ってもらった状況**」「**日頃の状況との違い**」など、**具体的な内容を特記事項に記載します。**

②確認動作で確認できなかった場合

■確認できなかった理由や状況を具体的に記載します。

■一定期間の状況において、**より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択し、聞き取りの内容、選択根拠についても具体的に記載します。**

●特記事項の記載において特に留意すべき点

介護認定審査会の一次判定修正・確定の手順において判断を仰ぐことができます

・認定調査員が「どちらの選択も妥当」と感じた場合など、判断に迷った場合は具体的な状況と認定調査員の判断根拠を特記事項に記載します。

介護認定審査会における二次判定の判断を仰ぐこともできます

・麻痺・拘縮によって、実際に介護の手間をもたらしているものの、「介助の方法」の項目に適切な項目が設定されていないために、具体的な介護の手間を記載することができない場合は、「能力」の項目の中で類似・関連する調査項目の特記事項に、具体的な介護の手間とその頻度を記載します。

調査票（特記事項）記載のチェックポイント

●BPSD 関連

①行動が発生している場合

- 聞き取りした日頃の状況で選択します。
- 調査時に実際に行動が見られた場合は、その状況について特記事項に記載します。
- 一定期間の状況において、それらの行動がどの程度発生しているのかについて、頻度に基づき選択します。

②行動が発生していない場合

- 一定期間の状況において、行動が発生していない場合は「ない」を選択します。
- 基本調査項目の中には該当する項目が存在しないものの、具体的な「介護の手間」が生じている場合は、類似または関連する項目の特記事項に、具体的な介護の手間の内容と頻度を記載します。

●特記事項の記載において特に留意すべき点

有無だけで介護の手間が発生しているかどうかは必ずしも判断できないため、二次判定で介護の手間を適切に評価するためには、特記事項にそれらの有無によって発生している「介護の手間」を、「頻度」も合わせて記載する必要があります。
また、介護者が特に対応をとっていない場合などについても特記事項に記載します。

基本調査と特記事項の役割分担

基本調査の選択：定義されている行動が「ある」か「ない」かのみで選択します。

特記事項の記載：定義に関わらず記載すべき「介護の手間」「頻度」、類似の状況等について記載→二次判定で評価されます。

項目の定義に合致しないが、介護の手間や支障が生じている精神・行動障害がみられる場合は、項目を選択せずに特記事項に記載して、二次判定での判断を仰いでください。



調査票（特記事項）記載のチェックポイント

◆調査票の確認時のチェックポイント

要介護認定の基本設計・認定調査（特記事項）の記載方法と留意点の中でまとめた「認定調査員の役割」「認定審査会の役割」「認定調査（特記事項）の記載方法のポイント」等をふまえて、調査票確認をしています。

どの調査員が調査をしても、一律に調査ができることを目指し、認定調査の適正化を行なっていますので、それぞれのチェックポイントに留意して認定調査票の記載をお願いします。選択する際は、定義に沿って選択し、感情移入しないように記載することで、調査員間でばらつきのない調査票になります。

また、調査対象者やご家族からの情報の全てを、項目に当てはめて特記事項を記載しようとする定義に合わず、矛盾した調査票になってしまいます。

聞き取りの情報の中から、認定調査に必要な情報を選択しポイントを押さえて特記事項に記載するようにしてください。項目や定義に当てはまらない場合は、項目をチェックせずに特記事項に情報を記載するようにしてください。

■ 1群：特記事項記載のポイント

(1-6)立位 (1-7)歩行 (1-8)立ち上がり	介助の方法に影響してくる項目のため「支えなしでできる」「つかまらないでできる」選択でも、いずれかの項目の特記事項の記載が必要になります。
----------------------------------	--

(1-1)(1-2)でいずれかの項目を選択した場合、または「ない」を選択しても日常生活に支障があると特記事項に記載してある場合。

介助の手間が発生している、もしくは介助されていなくても、工夫して生活したり、なんとか自分なりに生活していたり、チェック項目の選択に表せない介助の状況が隠れている可能性があります。

2群の中で「介助の方法」の項目、特に(2-1)(2-2)(2-4)(2-5)(2-6)(2-10)(2-11)は介助の状況が様々で介助の量も多いため、

- ①手間の状況が分かる記載か
- ②介助されていなくても本人の生活への支障がないか
- ③介助の手間の時間が分かる特記事項になっているか

に留意して特記事項を記載します。

調査票（特記事項）記載のチェックポイント

◆項目別のポイント

1-1 麻痺/1-2 拘縮

□選択上の留意点

- 日常生活に支障があるかではなく、あくまでも麻痺/拘縮があるかどうかで選択する。
- 冷感等の感覚障害や腰痛等は含まない。
- えん下障害は、「2-3 えん下」で評価する
- 福祉用具や器具を使用している場合は、使用している状況で選択する。
- 関節に著しい可動域制限があり、目的とした確認動作が行えない場合も含むが、軽度の可動域制限の場合は、関節の動く範囲で行う。→拘縮を確認してから、麻痺の有無を確認するとスムーズに行える。

□特記事項の留意点

- 上肢・下肢以外に麻痺が見られる場合/肩関節・股関節・膝関節以外について、他動的に動かした際に拘縮や可動域の制限がある場合に「その他」を選択し、具体的な部位や状況等は必ず特記事項に記載する。
- いずれかの四肢の一部(手指・足趾を含む)に欠損がある場合は、「その他(四肢の欠損)」を選択し、具体的な部位や状況等は必ず特記事項に記載する。
- 何秒間か、角度は何度かを気にするのではなく、**判断に迷ったグレーゾーンにある状況だと伝えることが大切。**

1-3 寝返り/1-4 起き上がり/1-5 座位保持/1-6 両足での立位 1-7 歩行/1-8 立ち上がり

□選択上の留意点

- 「何かにつかまればできる」「何か支えがあればできる」「自分の手で支えればできる」の選択は、手すりやベッド柵等につかまり行う場合以外にも、**習慣的ではなく、自分の体の一部を支えにして、それぞれの行為を行うことができる場合には「何かをつかまればできる」等を選択する。**
- 自分の体の一部を掴まないと寝返りできない場合/
手や肘でふとんにしっかりと加重しないと起き上がれない場合/
大腿部等自分の体の一部を支えに加重しないと座位保持できない場合/
自分の体の一部や、体を支える目的でテーブルや椅子の肘掛等に加重しないと立位保持できない場合/
膝につかまるなど、自分の体につかまらないと歩行できない場合/
自分の体の一部を支えにしたり、習慣的ではなく体を支える目的でテーブルや椅子の肘掛等にしっかりと加重しないと立ち上がれない場合/
「2.何かにつかまればできる」を選択する。
- 一度起き上がってから体の方向を変える行為は、寝返りとは考えない。

調査票（特記事項）記載のチェックポイント

1-10 洗身

□ 選択上の留意点

- 入浴環境・洗髪行為・入浴行為は含まない。
- 石鹸を付ける行為そのものに介助があるかどうかではなく、身体の各所を洗う行為について評価を行う。
- 清拭のみが行われてる場合は、本人か介護者が行っているかに関わらず「4.行っていない」を選択する。

□ 特記事項の留意点

- 「実際の介助の状況」が不適切な場合は、適切な介助を選択する。
- 一週間の中で「自立」「全介助」の状況が見られる場合に、中間をとって「見守り」や「一部介助」を選択をするのではなく、「自立」「全介助」の状況の頻度をそれぞれ特記事項に記載し、より頻度の多い状況で選択する

1-11 つめ切り

□ 選択上・特記事項の留意点

- 四肢の全指を切断している等、つめがない場合は、四肢の清拭等の状況で代替して評価する。具体的に特記事項に記載する。
- 過去1カ月の状況に置いて、より頻回にみられる状況や日頃の状況で選択する。

1-12 視力（能力）

□ 選択上・特記事項の留意点

- 広い意味での視力を問う質問であり、視野狭窄・視野欠損等も含まれる。
- 視力確認表は本人の正面に置くことを原則とする。
視野狭窄や視野欠損等により、視力確認票が見えない場合であっても、視力確認表はあくまでも本人の正面に置いた状態で確認を行うものであり、視力確認表を視野狭窄や視野欠損等の影響のない視野内に置き直すものではない。

調査票（特記事項）記載のチェックポイント

◆ 1 群：特記事項の記載例

	分かりにくい記載例 及び 疑問点	選択基準 及び 分かりやすい記載例
(1-1)	確認動作は行えたが、両下肢の筋力低下が見られている為、両下肢選択する。	確認動作ができるかで選択し、日頃の状況と異なる状況の場合は、より頻回な状況で選択する。筋力低下等日常の支障については特記事項に記載する。 例：確認動作が行なえているため、「ない」を選択するが、歩行は伝い歩きで下肢筋力の低下みられる。
	調査対象者や介護者から日頃の状況を聞き取って把握する際、日頃のどのような動作や行動から判断したらよいか。	上肢・下肢ともに、麻痺等の有無の確認方法で示した動作と同様の動きができるかどうかで判断を行う。【Q&Aより】
	「静止した状態で保持」とあるが、どの程度、静止した状態で保持できれば「麻痺なし」と考えるのか。	具体的な秒数などについて定めがなく、挙上して静止した状態を保持できていると調査員が確認できれば、「麻痺なし」と考える。【Q&Aより】
(1-5)	ベッドのギャッチアップ角度は何度程度であれば「3.支えてもらえばできる」を選択すると考えるべきか。	ギャッチアップに係る具体的な角度については、項目の定義や選択肢の選択基準に含んでいない。認定調査員が、調査対象者の状況を確認し「3.支えてもらえばできる」と判断した場合は、具体的に特記事項に記載して、審査会員の判断を仰ぐようにする。【Q&Aより】 例：ベッド上での生活でベッドを45度にギャッチアップして座位保持しており、体が傾く為クッションを使用している状況から「3.支えてもらえばできる」を選択する。
	自分の体の一部を支えにしてできる場合は「できる」を選択するのか。	大腿部の裏側に手を差し入れて太ももを掴むようにする等、状態が傾かないように座位保持している場合は「3.支えてもらえばできる」を選択する。
(1-7)	日常生活では車椅子使用しているが、リハビリで歩行訓練しており、平行棒につかまって歩行できている為、「2.何かにつかまればできる」選択する。	リハビリ訓練中は日頃の状況ではないと考える為、「3.できない」を選択する。

調査票（特記事項）記載のチェックポイント

	分かりにくい記載例 及び 疑問点	選択基準 及び 分かりやすい記載例
(1-8)	体の一部を支えにして立ち上がる場合、「1.つかまららないでできる」を選択すべきか。	自分の体の一部を支えにしたり、習慣的ではなく体を支える目的でテーブルや椅子の肘掛等にしっかりと加重しないと立ち上がれない場合は「2.何かにつかまればできる」を選択する。
(1-10)	妻が洗い直しをしているため「一部介助」を選択する。	部分的に洗い直しているのか、全体的に洗い直しているのかによって選択肢が変わる。 例：胸のあたりだけ自分で洗うが、軽くなるだけなので、妻が洗い直し他の部分も洗身介助している。「全介助」
	「一部介助」「全介助」を選択しているのに特記事項の記載がなかった。	どのような介助を受けているのか、介助の方法を問う項目のため、特記事項の記載が必要になっている。
	週1回のデイサービスでのみ入浴し、自宅では入浴していないため、頻度から「介助されていない」を選択する。	自宅では入浴していない場合はデイサービスの状況で選択。 例：自宅では入浴しておらず、デイサービスで前身は自分で洗うが、背中など洗いにくいところは職員が介助する。「2.一部介助」を選択する。
	夫が指示や見守りをしないと洗身ができないため「介助されていない」を選択する。	指示がないと洗う行為を行なわないときには「2.一部介助」を選択する
	誰が介助しているかわからない。	介助の状況の特記事項に記載する必要がある。 例：自分では洗おうとしない為、妻が全介助で洗っている。
(1-12)	「普通」以外を選択しているのに特記事項の記載がなかった。	「2.約1m離れた～」 「3.目の前に置いた～」 「4.ほとんど見えない」 「5.見えているのか判断不能」を選択したときは、特記事項を記載する。

調査票（特記事項）記載のチェックポイント

■ 2群：特記事項記載のポイント

介助の方法を問う項目のため、「誰が介助しているか」が重要になってきます。介助の状況や生活の状況がわかるように、特記事項の記載をすることが重要になります。

(2-1) 移動 (2-2) 移乗 (2-4) 食事摂取 (2-5) 排尿 (2-6) 排便 (2-10) 上衣の着脱 (2-11)ズボンの着脱	1群でも記載したように、介助の状況が様々で介助の量も多いため <ul style="list-style-type: none"> ①手間の状況が分かる記載か ②介助されていなくても本人の生活への支障がないか ③介助の手間の時間が分かる特記事項になっているか が分かるように特記事項が記載してあるかを確認します。
(2-3) えん下	(2-4)の項目と混同しやすいため、あくまで「飲み込むこと」ができていないかを選択します。
(2-12) 外出の頻度	頻度の評価であり、また生活の状況や介助の状況も読み取れるため、具体的に特記事項に記載します。

2群の中で認知症による介助の手間が発生していることが、特記事項に記載されているか確認します。

↓ 認知症状が他にも影響している可能性がある。

(3-1) (5-3) (7-2)の特記事項の確認と合わせ、3群・4群の特記事項の確認します。

調査票（特記事項）記載のチェックポイント

◆項目別のポイント

2-1 移乗/2-2 移動

□項目の特徴

- 移乗・移動行為は生活の中でも多岐にわたっており、活動性のある対象者の場合、相当に頻回な行為となる場合が多い。
- 寝たきりなどの重度の状態になると移乗・移動の機会そのものが減少する場合もある。

□選択上の留意点

- 様々な日常生活を把握した上で、最後に確認を行なったほうが良い項目。
- トイレの移動/食堂への移動/浴室への移動など多岐にわたる。
- **外出時の移動は、選択の基準には含まれない**(仮に選択基準に組み込んでも頻度によって選択に影響することが少ない)。
- 従来多く見られた選択：介助の必要があったので「一部介助」を選択→誤り

□特記事項の留意点

- 外出行為に関しては含まないが、日常は介助受けていなくても外出時に介助がある場合は、介助の状況を移動の特記事項に記載することが可能。
- 頻度評価が難しいが、特記事項にはできる限り丁寧に記載することが望ましい。選択されなかった介助の方法に関する記載も行う(一部介助が頻回であるが、全介助のときもあるケースでは一部介助を選択するが、特記事項には全介助の際の介護の手間や頻度も記載する)

2-3 えん下(能力)/2-4 食事摂取

□経管栄養とIVH

- 経管栄養・IVHについても食事摂取の介助に含まれる。

□特記事項の留意点

- 一部介助を選択している場合は、**介助の量は頻度よりも介助の手間を的確に記載することが必要。**
- 一部介助
 - ・ 器に残ったご飯を**数口のみ介助**
 - ・ 最初の数口は自分で摂取するが、**残りは全て介助**
- 調理・配膳・後片付け・食べこぼしの掃除等
 - ・ 選択には含まないが特記事項には記載可能

調査票（特記事項）記載のチェックポイント

2-5 排尿/2-6 排便

□項目の特徴

- もともとの行為に個人差が大きい(トイレ・ポータブル・リハパン・パット・オムツ・カテーテル・ストーマなど)
- 回数的に個人差が大きい
- 昼と夜の介助に違いがある場合がある
- 上記の結果、**介助の量に幅がでるため、特記事項の記載が認定において重要な役割を果たす場合がある。**

□選択・特記事項における留意点

- トイレまでの移動は「移動」で把握する
- 失禁時の着替えは「着脱」で把握する
- 排泄後の後始末の回数なども含め、介護の手間として発生しているものは頻度とともに特記事項に記載し、二次判定で評価する。

□摘便・浣腸

- 浣腸や摘便等の行為そのものは評価に含まれないが、これらの行為に付随する排便の一連の行為は含む。

2-7~9 □腔清潔・洗顔・整髪

□整髪

- かつらは整髪を考えるのか
 - ・かつらを地毛と捉えるかどうかではなく、それを整える行為(整髪)が発生しているのであれば、介助として捉える。

2-10 上衣の着脱/2-11ズボンの着脱

□体を揺り動かす程度の動き

- 介助者の介助の方法や負担に大きな影響を与えていないことから、選択肢の選択には影響を及ぼさないと判断し、一連の行為がすべて介助者によって行われていると考え「全介助」を選択する。

□自ら袖を通すような動作

- 服を構える動作＝介助/袖を通す行為＝自分の行為→「一部介助」を選択。

調査票（特記事項）記載のチェックポイント

2-1 2 外出の頻度

□外出とは何か？

■庭に出ることは外出か？

・外出としては取り扱わない

■徘徊は外出か？

・外出としては取り扱わない

■同一施設・敷地内のデイサービスや診療所へ行く

・外出としては取り扱わない

■緊急搬送は？

・外出としては取り扱わない

◆2群：特記事項の記載例

	分かりにくい記載例 及び 疑問点	選択基準 及び 分かりやすい記載例
(2-1)	転倒することが多いため「見守り」が必要と判断する。	ただ単に、能力のみで評価せず総合的に判断する。現在の介助の状況が「不適切」と判断した場合は、「実際の状況」「不適切と判断した理由」「必要と判断した状況」を記載する。 例：独居で介助が行われていないが、転倒することが多く、不適切な介助の状況と判断し、適切な介助の方法を選択する。声掛けし注意を促すと、自分で気をつけて移乗していることから、「2.見守り等」が適切な介助と判断し選択する。
	日中独居で、家族が帰ってきた後の状況で、「見守り」を選択していた。	朝昼夜等の時間帯や体調等によって介助の方法が異なる場合は、より頻回な状況や日頃の状況で選択する。転倒等みられ日中も介助を要する状況であれば、「不適切と判断した理由」「必要と判断した状況」の根拠を記載して選択する。 例：移乗時ふらつきがあり、日中独居で転倒もみられていることから、不適切な状況にあると判断し、家族が帰宅して家にいるときには見守りしている状況から「見守り等」が適切な介助と判断し、選択する。
	一週間の中で1回移乗の機会があったが、一週間の間での頻度から「介助されていない」を選択する。	週1回しか移乗がない場合は、その介助の状況で選択。 例：家ではベッド上の生活で移乗する機会がほとんどないが、週1回デイサービスに行くときには妻が抱えて車椅子に移乗しているので「全介助」を選択する。

調査票（特記事項）記載のチェックポイント

	分かりにくい記載例 及び 疑問点	選択基準 及び 分かりやすい記載例
(2-2)	日頃自宅では介助なく移動しているが、週2回のデイサービス時職員が介助している状況から「一部介助」選択する。	例：自宅では杖歩行し、台所やトイレに行くなど行なえているが、週2回のデイサービスでは職員が見守りしている。頻度から「介助されていない」選択する。
	一週間以上に渡り移動の機会がない場合。	規定されるような行為が生じた場合を想定し適切な介助の方法を選択し、そのように判断できる具体的な事実を特記事項に記載する。
(2-3)	かき込んで飲み込んでむせるため「見守り」選択する。	この状況は、えん下ではなく食事摂取が「見守り」となる。
	トロミをつけて飲み込みに支障がないのに「見守り」を選択している。	一定期間の間での、食事の形状で、むせりがないければ「できる」選択する。
(2-5)	特記事項に記載なく、どの部分が介助されているかわからないのに「一部介助」を選択していた。	介助されている部分を明確にするため特記事項に記載する。
	日中は介助されていない状況が、夜間はポータブルトイレ使用し、家族がまとめて処理している。「一部介助」選択する。	時間帯等で介助に差がある場合は、より頻回な状況から判断する。 例：日中はトイレに行き一連の行為自立している。夜はポータブルトイレ使用し妻がまとめて朝処理しており、頻度から「介助されていない」選択する。
(2-6)	(2-5)は「一部介助」(2-6)「見守り」で介助の状況に違いがあるのに、まとめて特記事項に記載している。	介助の状況が異なる場合は、それぞれの特記事項を記載する。
(2-7) (2-8) (2-9)	洗面所等に移動する際に見守りし、行為そのものに声掛けや見守りの状況がされていないのに「一部介助」選択している。	洗面所への誘導や移動は選択に含まない。「口腔清潔」「洗顔」「整髪」にどのような介助があるかで選択する。
(2-10)	介助者が衣類を持っているところに腕を通すことのみできている「全介助」選択する。	介助者が上着を持つと腕を通すことができる場合は「一部介助」選択する。
	入浴の時にのみ着脱をしている状況で、デイサービスでの介助と家族の介助の状況が違う場合。	例：家族が着る洋服を準備すると時間はかかるがなんとか自分で行なっている。週2回のデイサービス利用時は、袖を持ってもらったり、背中を整える等の介助がある。頻度から「介助されていない」選択する。

調査票（特記事項）記載のチェックポイント

■ 3群：特記事項記載のポイント

(3-1) 意思の伝達	「2.ときどき伝達できる」「3.ほとんど伝達できない」「4.できない」を選択した場合は特記事項を記載します
(3-2) 毎日の日課を理解 (3-3) 生年月日を言う (3-4) 短期記憶 (3-5) 自分の名前を言う (3-6) 今の季節の理解 (3-7) 場所の理解	能力を問う項目は「できない」を選択した場合、それぞれの特記事項を記載します。
(3-8) 徘徊 (3-9) 外出すると戻れない	頻度の評価のため、それぞれ頻度を記載します。また、審査会で介護の手間に関する審査判定をするため、 介助の手間の状況も合わせて記載します。

◆ 3群：特記事項の記載例

	分かりにくい記載例 及び 疑問点	選択基準 及び 分かりやすい記載例
(3-1)	調査時の受け答えができていないが、日常自分から発語がないため「ほとんどできない」を選択する。	伝達する意思の内容の合理性は問わない。自分からの発語は少ないが、自分の意思を伝えることができているならば、「1.調査対象者が～」か「2.ときどき伝達できる」の可能性もある。
	調査時は答えられているのに、聞き取った日頃の状況で「できない」を選択している。	認知力の低下があるような場合は特に特記事項記載し、調査時の状況と、日頃の状況をそれぞれ特記事項に記載する。

調査票（特記事項）記載のチェックポイント

■ 4群：特記事項の記載のポイント

当該行動があったか、なかったかという事実が評価の基準となります。
 実際の対応や介護の手間とは関係なく選択されるため、どの項目も特記事項を記入の際には、「介助の手間の状況」「頻度」を特記事項に記載することが重要になっています。

項目	選択の留意点
(4-1)被害的	「食べ物に毒が入っている」「自分の食事だけない」等被害的な行動も含む
(4-2)作話	自分に都合のいいように事実と異なる話をすることも含む。起こしてしまった失敗をとりつくろうためありもしない話をすることも含む。
(4-3)感情が不安定 (4-5)同じ話をする (4-6)大声を出す (4-1 3)独り言・独り笑い (4-1 4)自分勝手に行動する	場面や目的からみて不適切な行動があるかどうかで選択する。
(4-4)昼夜逆転	日中の活動を夜間に行い、そのために日中長すぎる昼寝があったり、本来行うべき日中の活動ができないなど、 昼夜両方に影響が見られる場合 に選択する。 夜眠れない状態やトイレに行くための起床は含まない。
(4-7)介護に抵抗	単に、助言しても従わない場合は含まない。
(4-8)落ち着きなし	単に「家に帰りたい」と言うだけで、状態が落ち着いている場合は含まない。
(4-9)一人で出たがる	環境上の工夫等で外に出たがることがなかったり、歩けない場合は含まない。
(4-1 0)収集癖 (4-1 5)話がまとまらない	明らかに周囲の状況に合致しない行動のこと。
(4-1 1)物や衣類を壊す	実際に物が壊れなくても、破壊しようとする行動が見られる場合は評価する。 明らかに周囲の行動に合致しない、物を捨てる行為も含む。
(4-1 2)ひどい物忘れ	単なる物忘れは含まない。 ひどい物忘れがあっても、それに起因する行動が起きていない場合や、周囲のものが何らかの対応をとる必要がない場合は、「1.ない」選択する。 何らかの行動が発生していない場合でも、「周囲のものが何らかの行動をとらなければならないような状況」が発生している場合は「行動が発生している」として評価する。

調査票（特記事項）記載のチェックポイント

■ 4群：頻度の記載の重要性

「2.ときどきある」…少なくとも1ヶ月に1回以上、1週間に1回未満の頻度で現れる場合
 「3.ある」…少なくとも1週間に1回以上の頻度で現れる場合

例えば

【毎日一時間おきに「ある」】

【一週間に2回「ある」】

選択肢は同じ「ある」を選択することになる

同じ選択肢を選んでも、介助の手間がまったく異なる状況になるため、選択基準で選んでも、特記事項には具体的な頻度の記載が必ず必要になります。

◆ 4群：特記事項の記載例

	分かりにくい記載例 及び 疑問点	選択基準 及び 分かりやすい記載例
(4-3)	話していると急に泣き出して家族が困っている。	この特記事項の内容では、選択理由が明記されておらず、選択できるか判断できない。 例：普段の何気ない会話のなかで、急に泣き出し不自然なほど持続して、家族がなだめても、なかなかおさまらない事が、週に1・2回ある。
(4-4)	週に1・2回眠れないと介護者を起こす。その際に、おむつ交換を希望したりするため、介護者も眠れない。	この内容では定義に当てはまらず、選択できないため、項目は選択せず、特記事項に記載しておく。
	夜はずっと起きているため午前中はずっと寝ている。	この特記事項の内容では、選択できるか判断できない。 例：夜中眠れず、ずっと起きていて、午前中は寝ていることが多いため、朝の薬が飲むことができないことが、週2・3回ある。
	リウマチの為に痛みがあり、週2回注射をしているが、痛みがこらえられず、夜間眠れないため午前中横になっていることが月に2・3回ある。	「精神・行動障害」に起因する行動があるかどうかで判断する項目。「痛み」による選択はできない。状況は特記事項に記載する。
	月に2回程度、早く寝てしまい夜中に朝と勘違いしてデイサービスの準備をしていることがある。	この内容では定義に当てはまらず、選択できないため、項目は選択せず、特記事項に記載しておく。

調査票（特記事項）記載のチェックポイント

	分かりにくい記載例 及び 疑問点	選択基準 及び 分かりやすい記載例
(4-5)	何回も同じ話を繰り返すことがある。	具体的にどのような状況がみられているのかを具体的に記載し、頻度も記載する。
	昔の話をすることが週1回以上見られることを家族から聞き取り判断する。	場面や目的からみて不適切な行動であれば、具体的に記載して選択する。
(4-6)	夜中(0時以降)に足が痛んだりするせいか、「ちくしょう」と怒って大声を出すなど週2・3回ある。	性格的なものではなく、単なる痛みによる大声は、場面や目的からみて不適切な行動とは捉えられない為、選択しない。
(4-7)	ヘルパーに抵抗することが月に2・3回ある。	この特記事項の内容では、介護抵抗の具体的な例が記載がなくわかりにくい為、具体的な内容や頻度等を記載する。
(4-12)	置いた場所を忘れてしまい探すことが週1回位ある。	この特記だけでは、ひどい物忘れかは判断しにくい。 例：財布を置いた場所を忘れて自分の部屋をさがして、タンスの中身を全部出してしまい、家族がその都度片付けることが大変なことが、月に1・2回ある。
	今したことを、もうすぐに忘れてしまう。	この物忘れから、起因する行動が起きていなければ、「ない」を選択する。
(4-13)	夜中意味もなくずっと独り言を話している。	例：夜中、誰かと話しているかのように、壁に向かって話していることが週1回ある。家族は特に対応していないが、眠れないと話す。
(4-15)	内容が良く理解できない話をする。	この特記の内容では項目に該当するかわかりにくい。 例：認知症のため聞いている内容とまったく違う話を、次から次と話してくるため、会話がかみあわないことが、毎日である。

調査票（特記事項）記載のチェックポイント

■ 5群：特記事項記載のポイント

(5-1)薬の内服 (5-2)金銭管理 (5-5)買い物 (5-6)簡単な調理	介助の状況を問う項目のため、「誰が」「どのような方法で介助しているか」が分かるように特記事項に記載してあるかがポイントになっています。 介助の方法を問う項目なので、基本的に特記事項に記載してあるかどうかを確認します。
(5-3)意思の決定	能力を問う項目のため、「2.特別な場合を除いてできる」「3.日常的に困難」「4.できない」を選択した場合は必ず特記事項の記載を確認します。

◆項目別のポイント

5-1 薬の内服

□薬の内服における妥当性の問題

■ 選択基準：能力で見るとは「薬の内服」に関する介助が行われているかどうか。

■内服薬の管理について

・飲む量の指示等の介助が行われている場合は「2.一部介助」を選択する。

□経管栄養における薬の投薬

■「胃ろう」による食事摂取が「全介助」と理解されるのと同様に、薬の内服が経管栄養にて実施されている場合は、その経管栄養への投薬における介助の方法で選択する。

□薬の内服がない場合

■薬が処方された場合を想定して、適切な介助の方法を選択する。そのように判断できる事実を、具体的に特記事項に記載する。

調査票（特記事項）記載のチェックポイント

5-2 金銭の管理/5-5 買い物

金銭管理 (Management)

- 具体的なお金のやり取りや、銀行での引き出し行為ではなく、「管理」できているかどうかポイント。
- 手元に現金を所持していない場合でも、年金・預貯金・各種給付等の管理の状況で選択する。

買い物 (Purchasing)

- 食材等の日用品を選び代金を支払う行為が、概ね一週間程度の間どの程度発生しているか把握し、この行為に介助が行われているかどうかで選択。
- 家族が日用品をすべて代理で購入している(他の家族のものと一緒に購入している場合も含む)場合は全介助とする。
- 能力を質問している項目ではない。
- サービスの一部として提供されるような購入代行(例:御用聞き)は介助と捉えない。

5-3 日常の意思決定

意思伝達との違いは何か？

- 意思決定と意思の伝達は、同時または連続的に発生することが多いため、これを分けて考えるのが難しい場合がある。
- 意思の決定：決定すべき内容を理解した上で、自分の意思を決定しているかどうかポイント。
- 考え方としては、伝達が行なわれていなくても、決定されていれば「できる」(たとえば、医師の治療方針に賛同できなくても、その後の人間関係等を考慮して文句を言わないでおくような態度は、高度な意思決定が行なわれていると考える)

日常の意思決定における2つの場面(複合選択肢なのでわかりにくい)

特別な場合：ケアプランの作成への参加/ケアの方法・治療方針への合意

日常的な状況：見たいテレビ番組/その日の献立/着る服の選択

選択基準

	特別な場合	日常的な状況
できる(特別な場合もできる)	○	○
特別な場合を除いてできる	×	○
日常的に困難	×	△
できない	×	×

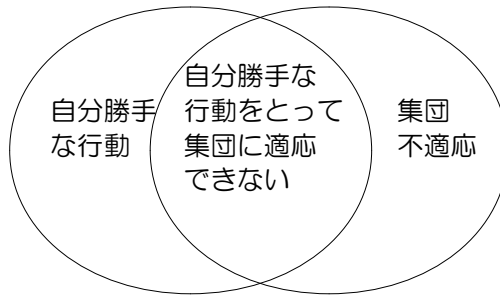
○=できる ×=できない △=できることがある

調査票（特記事項）記載のチェックポイント

5-4 集団への不応

自分勝手な行動との違いは何か？

- それぞれの重複は発生しうる。
- 自分勝手な行動をとって、集団に不応な人も存在する。



5-6 簡単な調理

簡単な調理とは何か？

- 下記の定義どおり
「炊飯」「弁当、惣菜、レトルト食品、冷凍食品の加熱」、「即席めんの調理」
- まずは、それぞれの「機会」がどの程度あるのかの把握を行なう。

選択の留意点

- 「簡単な調理」を施設職員や家族等が代行して行っている場合。
 - ・ 施設職員や家族の調理の状況に基づき選択する。
 - ・ 実際の介助の状況が不適切な場合は、適切な介助の方法を選択する。
- 自分で「簡単な調理」を行う場合と施設職員や家族が代行して行う場合の両方がある場合。
 - ・ より頻回な状況で選択し、詳しい状況については特記事項に記載する。

特記事項の留意点

- 判断に迷った場合
 - ・ 対象者の具体的な状況（介護の手間、平均的な手間の出現頻度、選択に迷った状況等）と認定調査員の判断根拠等を特記事項に記載し、介護認定審査会に判断を仰ぐこともできる。

- ・ 男女差がある項目である
- ・ 事実を先に書いて、その後に評価を書く。

調査票（特記事項）記載のチェックポイント

◆5群：特記事項の記載例

	分かりにくい記載例 及び 疑問点	選択基準 及び 分かりやすい記載例
(5-1)	日頃、服薬していないが、能力を勘案して「一部介助」選択する。	内服薬が処方されていない場合は、能力ではなく薬剤が処方された場合を想定し、適切な介助の方法を選択して、具体的な内容を特記事項に記載する。
	家族が、一週間分の薬をセットしている状況のみで「一部介助」選択していた。	「薬や水を手元に用意する」、「薬を口に入れる」、「飲み込む」行為で選択する。1週間分セットされ間違わずに服薬できていれば「介助されていない」選択する。 例：あらかじめ分包されている薬を家族が1週間分セットしておく、その都度自分で服薬できている。「介助されていない」 例：家族があらかじめ分包されている薬を1週間分セットしておく、自分で飲むが飲み忘れがあるため、家族がその都度確認している。「一部介助」 例：家族が1週間分分包しておかないと飲み間違えるため、家族がセットし確認しているため「一部介助」選択する。
	拒薬があってごはんにふりかけているが自分で食べて（服薬して）いる。	直接口に入れると拒薬があり、介助者が薬をごはんにふりかけると、自分でごはんと一緒に食べる（服用する）場合は、「薬・水を手元に準備する」「薬を口に入れる」「飲み込む」という項目の定義の中で「薬を口に入れる」行為を自分で行っているため「一部介助」選択となる。
(5-2)	誰が管理しているのか記載がない。	例：本人は認知症もあり計算できないため、妻が金銭管理している。
	日常の金銭の収支管理ができているが、銀行からの払い出しは家族が行っている状況から「一部介助」選択する。	払い出しは金銭管理に含まない。 例：自分で年金の管理を行い、払い出しは娘に依頼しているが、収支は理解しているため「介助されていない」選択する。
(5-3)	「2」「3」選択していても特記事項の記載がない。	この項目は選択した根拠を記載する。 例：自分の衣類を選んだりできるが、やや理解力の低下もあり、医師への説明には指示が必要なため「特別な場合を除いてできる」を選択する。

調査票（特記事項）記載のチェックポイント

	分かりにくい記載例 及び 疑問点	選択基準 及び 分かりやすい記載例
(5-4)	デイサービスに行きたくないと言っているだけで「ときどき」選択している。	具体的に記載しないと、性格や生活習慣等の理由ではなく、明らかに周囲の状況に合致しない行動かはわからないため、特記事項の記載が必要になってくる。
(5-5)	家族に買い物の依頼をしているが、支払いは家族が行っている。	買い物の行為の一部「依頼」を自分でやっていることから、この場合「一部介助」を選択する。ただし、食材や日用品であること。 例：家族に買い物を依頼し、支払いは家族が行っているため「一部介助」選択する。
	一緒に買い物に行き、自分で欲しいものを棚から取り、お金は家族が管理しており、本人は支払わない。	一定期間の頻度の状況で選択する。 例：毎回家族と一緒に買い物に出かけ、欲しいものを棚から取ることはできるが、支払いはいつも家族が行っている。「一部介助」選択する。
	週1回デイサービスの売店でお菓子を 買っている状況で「介助されていない」を選択していたが、日用品の買い物は家族が 買い物している。	あくまで、日用品や消耗品の買い物の介助を受けているかどうかで判断する。 例：週1回はデイサービスの売店でお菓子を かっているが、食材等は家族が週3 回買っている状況から「全介 助」選択する。
	買い物に行き、欲しい物を選べるが、会計の際は財布をお店の人やヘルパーに渡し、 支払いをしてもらう。	「一部介助」を選択する。
(5-6)	調理そのもので評価している。	「調理」が出来るかではなく、「炊飯」「温め」「即席めんの調理」の簡単な調理に、 介助があるかどうかで選択する。
	調理は家族が行っているが、自分でお湯を沸かしたり、お茶を淹れている。「一部 介助」選択する。	お茶を淹れる行為は含まれません。簡単な調理の介助で選択する。 例：家族が調理したものを食べている。「全介助」選択する。
	昼は自分で食べているが、朝夕は家族が作ったものを食べている。「一部介助」 選択する。	頻度で選択する。 例：朝夕は家族が調理したものを食べ、 昼間は家族が調理し準備していったものを 温め直して食べている。頻度から 「全介助」選択する。

調査票（特記事項）記載のチェックポイント

■6群：その他 過去14日間にうけた特別な医療について

「特別な医療」が定義に即して実施されていることを介護認定審査会委員が検討できるように

①「実施頻度/継続性」

②「実施者」

③「当該医療行為を必要とする理由」

について、**特記事項に記載します。**

家族、介護職種の行う類似の行為は含まないため、その場合は、項目の選択はせずに状況を特記事項に記載します。

■7群

認知症高齢者の日常生活自立度について、「Ⅰ」「Ⅱ」「Ⅲ」を選択した場合は特記事項に選択理由を記載してください。**審査会でも判断に迷うことが多いため、7群の特記事項の記載を求められています。**

認知症があるかという観点のみで判断するのではなく、**日常生活への支障がどの程度みられているのかを総合的に判断し、具体的な選択理由を特記事項に記載します。**

また、認知症を有しない精神症状のある場合についても、**精神症状から日常生活にどの程度支障があるかで判断します。**

★**注意点**：判断に迷った際は、お問い合わせください。確認してから、ご連絡いたします。

お問い合わせ
高齢福祉課介護保険給付グループ

電話：0242-39-1242

FAX：0242-39-1431



調査票（特記事項）記載のチェックポイント

■まとめ

会津若松市では、前ページまでに記載した「調査票確認時のチェックポイント」の内容に加えて、下記の内容についても調査票の確認を行なっています。

- 基本調査のチェックと特記事項の記載内容が一致しているか？
- 特記事項が具体的に記載されているか？
判断に迷った内容こそ特記事項が重要になるので、選択根拠を明確に記載して判断は審査会に委ねてください。
- 前回と違う項目にチェックを付けた場合特記事項の記載があるか？
- 下記の内容が特記事項に記載されているか？
全体的に自立状態の対象者・寝たきり状態の対象者でも下記の項目はなるべく特記事項を記載してください。

1群	(1-7) 歩行
2群	<p>※介助の方法を評価する項目なので、「介助の手間が発生しているか」「誰が介助しているか」がわかるように、「介助されていない」を選択した場合でも、特記事項の記載が必要になってきます。</p> <p>(2-1) 移乗 (2-2) 移動 (2-3) えん下・・・普通食で飲み込みに問題がなければいいですが、それ以外を選択した場合は、特記事項を記載してください。</p> <p>(2-4) 食事摂取 (2-5) 排尿 (2-6) 排便 } 介助の手間の状況が違う場合は、それぞれの介助の手間が分かるように、それぞれ独立して記載してください。</p> <p>(2-10) 上衣の着脱 (2-11) スポンの着脱 (2-12) 外出の頻度</p>
3群	(3-1) 意思の伝達・・・「調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外を選択した場合は、特記事項を記載してください。
4群	認知力の低下がある対象者の場合は特記事項の記載をしてください。項目に該当しない内容であっても、介助の手間に繋がっているような項目があれば選択せずに特記事項に記載してください。
5群	<p>(5-3) 意思決定・・・「できる」以外を選択した場合は、特記事項を記載してください。</p> <p>(5-5) 買い物 (5-6) 簡単な調理 } 本人の能力を問う項目ではなく、「介助の方法」を問う項目のため、自立や寝たきりの対象者であっても「誰が行っているのか」分かるように特記事項を記載してください。</p>
6群	項目に該当する場合は、特記事項の記載をしてください。
7群	認知症高齢者の日常生活自立度・・・「自立」を選択以外は必ず特記事項を記載してください。

以上の内容を踏まえて、今後より良い介護保険認定調査の実施にご理解とご協力をお願いいたします。

更新履歴

【Ver.2009 (2009/07) 初版作成】

【Ver.2009 改訂版 (2009/11) 要介護認定等の方法の見直しに伴い改訂】

■■■出典■■■

- ・要介護認定認定調査員テキスト 2009 改訂版
- ・平成21年度 要介護認定調査員指導者研修資料
資料作成者 岩名 礼介
- ・平成21年度 要介護認定調査員ブロック研修会 研修会資料
改訂版テキストにおける調査のポイント解説

